

「第4次三重県自殺対策行動計画」 新旧対照表（案）

資料2

No.	頁	最終案	中間案（第2回部会）	備考
1	21	自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、 <u>その多くには、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや差別、孤独・孤立等のさまざまな社会的要因があることが知られています。すなわち、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」であると言えます。</u>	自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、 <u>その多くには要因があり、「自殺はその多くが追い込まれた末の死」であると言えます。</u>	パブリックコメントに基づく修正①
2	23	悩みを抱える人に適切な支援を行うため、地域において自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談窓口等につないでいけるよう、地域への啓発を行うとともに、医療、保健、福祉、 <u>人権、法律、警察、心理、教育等さまざまな分野における支援者など、自殺対策を担う人材を育成します。</u>	悩みを抱える人に適切な支援を行うため、地域において自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談窓口等につないでいけるよう、地域への啓発を行うとともに、医療、保健、福祉、 <u>司法、警察、心理、教育等さまざまな分野における支援者など、自殺対策を担う人材を育成します。</u>	パブリックコメントに基づく修正①
3	26	また、令和4（2022）年6月に「 <u>こども基本法</u> 」が成立し、令和5（2023）年4月より施行されることから、 <u>子どもの権利を擁護するとともに、新たに設置されるこども家庭庁の取組をふまえ、本県においても関連施策との連携を強化して総合的に取り組む必要があります。</u>	また、子ども政策に強力かつ専一に取り組む組織として、 <u>こども家庭庁の設立が令和5（2023）年4月に予定されていることから、こども家庭庁の取組をふまえ、本県においても関連施策との連携を強化して総合的に取り組む必要があります。</u>	パブリックコメントに基づく修正①
4	28	子ども・若者が支援を必要とする問題に直面した際に一人で悩みを抱え込まず、学校、家庭、地域、職場等において必要な相談窓口・支援先に相談しやすい体制が整っています。	子ども・若者が支援を必要とする問題に直面した際に一人で悩みを抱え込まず、学校、家庭、地域等において必要な相談窓口・支援先に相談しやすい体制が整っています。	パブリックコメントに基づく一部修正①
5	30	<u>インターネットの適正利用に係る取組事業</u> <u>インターネット上のトラブルから子どもたちを守るため、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。ネット上の不適切な書き込みを発見した場合に、その内容を投稿できるアプリ「ネットみえ〜る」を運用します。</u>	<u>インターネット社会を生き抜く力の育成事業</u> <u>ネットパトロールを実施し、児童生徒のインターネット利用に関するモラルの向上、学校・家庭・地域の協働による子どもたちの見守り体制の構築を進めます。</u>	関係課との調整
6	31	<u>いじめ防止の主体的な活動推進事業</u> <u>児童生徒がSNS等による誹謗・中傷やいじめを行わない心と態度を身に付けるために、「いじめ防止」及び「情報モラルの向上」をテーマにした動画作成及びコンテストを県内の小中学校、高等学校、特別支援学校を対象に実施します。また、「STOP!いじめ」ポータルサイトを運用し、いじめに悩む子どものための相談窓口を紹介することで、いじめに悩む児童生徒を支援します。</u>	<u>「SNS・ネットの危険から子どもたちを守る」情報モラル推進事業</u> <u>児童生徒がSNS等による誹謗・中傷やいじめを行わない心と態度を身に付けるために、高校生が小学校高学年児童を対象にした「SNS・ネットの上手な使い方講座」を小学校で実施します。また、学校は、外部人材と連携し、SNS等でのいじめ防止や情報モラル教育の出前授業を実施します。</u>	関係課との調整

「第4次三重県自殺対策行動計画」 新旧対照表（案）

資料2

No.	頁	最終案	中間案（第2回部会）	備考
7	34 (44) (61)	求職者等に対する就職支援 ハローワークの窓口等において、求職者・経済的問題を抱える人等に対し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、合同就職面接会の開催、各種就労支援策（助成金など）の案内、就職支援の応募書類作成等の取組を行います。	求職者に対する就職支援 ハローワークの窓口等において、求職者に対し、きめ細かな職業相談を実施するとともに、合同就職面接会の開催、各種就労支援策の案内、就職支援の応募書類作成等の取組を行います。	部会の意見に基づく修正
8	41 (77)	評価指標 メンタルヘルス対策取組事業場割合（労働者 50 人未満） R9 年度目標値〇%	評価指標 メンタルヘルス対策取組事業場割合（労働者 50 人未満）	修正予定
9	51	自殺未遂者はその後も自殺の危険性が高いと考えられます。	自殺未遂者はその後も自殺の危険性が高くハイリスク者と考えられます。	パブリックコメントに基づく一部修正①
10	58	本県では、令和2（2020）年以降、女性の自殺者数が増加していることから、困難な問題を抱える女性に対する支援の充実も含めて取組を強化していく必要があります。	本県では、令和2（2020）年以降、女性の自殺者数が増加していることから、女性に対する支援の充実も含めて取組を強化していく必要があります。	パブリックコメントに基づく一部修正①
11	58	ハイリスク者として、生活困窮者、ひとり親家庭、性犯罪・性暴力被害者、性的指向・性自認について悩みを抱える人、ひきこもり等があげられます。（中略）さらに、性的指向・性自認について悩みを抱える人は、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあります。	ハイリスク者として、生活困窮者、ひとり親家庭、性犯罪・性暴力被害者、性的マイノリティ、ひきこもり等があげられます。（中略）さらに、性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあります。	関係課との調整
12	59	「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業において、関係機関との連携を図りつつ、生活困窮者からの相談に丁寧に応じるなど、効果的かつ効率的な支援を行います。また、アウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も福祉サービスを適切に受けられるよう取組を進めます。さらに、生活再建に関する相談に丁寧に対応するとともに、生活困窮者に対する住居確保給付金の支給や家計管理能力を高めるための支援、貧困の連鎖を防ぐための生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等の取組を実施します。	「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業において、関係機関との連携を図りつつ、生活困窮者からの相談に丁寧に応じるなど、効果的かつ効率的な支援を行います。また、アウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人も福祉サービスを適切に受けられるよう取組を進めます。	部会の意見に基づく修正

「第4次三重県自殺対策行動計画」 新旧対照表（案）

資料2

No.	頁	最終案	中間案（第2回部会）	備考
13	62	<p>県内の市町を比較すると、<u>木曾岬町が28.5</u>と最も高く、次いで<u>熊野市が27.0</u>、<u>御浜町が23.1</u>となっています。一方、<u>朝日町が7.4</u>と最も低く、<u>東員町が8.5</u>、<u>いなべ市が11.4</u>となっています（図4-7）。</p> <p>図4-7 平成29（2017）～令和3（2021）年（5年間の平均）の三重県の市町別自殺死亡率</p>	<p>県内の市町を比較すると、<u>大台町が23.0</u>と最も高く、次いで<u>木曾岬町が22.0</u>、<u>志摩市が21.5</u>となっています。一方、<u>東員町が10.1</u>と最も低く、<u>玉城町が12.8</u>、<u>朝日町が13.1</u>となっています（図4-7）。</p> <p>図4-7 平成28（2016）～令和2（2020）年（5年間の平均）の三重県の市町別自殺死亡率</p>	時点修正
14	67	<p>今後も、かかりつけ医や地域保健スタッフ、産業保健スタッフ等直接的に自殺対策に携わる人材のみならず、福祉、教育、法律、労働等のさまざまな分野の関係機関や民間団体に生きることの包括的な支援に関わっている支援者等の資質の向上を図っていくことが求められます。</p>	<p>今後も、かかりつけ医や地域保健スタッフ、産業保健スタッフ等直接的に自殺対策に携わる人材のみならず、福祉、教育、司法、労働等のさまざまな分野の関係機関や民間団体に生きることの包括的な支援に関わっている支援者等の資質の向上を図っていくことが求められます。</p>	パブリックコメントに基づき同項目修正
15	74	<p>自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、人権、<u>法律</u>、労働、警察等さまざまな分野の関係機関・民間団体の活動が必要になります。</p>	<p>自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、人権、<u>司法</u>、労働、警察等さまざまな分野の関係機関・民間団体の活動が必要になります。</p>	パブリックコメントに基づく修正①
16	83 ～ 84	<p>資料1 第3次三重県自殺対策行動計画の評価指標と目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4番 毎日飲酒する人の割合 <u>R3年度実績〇%</u> ・8番 65歳以上の高齢者で孤独感を感じていない人の割合 <u>R3年度実績〇%</u> ・13番 自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度 <u>R3年度実績〇%</u> 	<p>資料1 第3次三重県自殺対策行動計画の評価指標と目標値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4番 毎日飲酒する人の割合 ・8番 65歳以上の高齢者で孤独感を感じていない人の割合 ・13番 自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度 	修正予定
17	85 ～ 112	<p>※参考資料として以下の資料を追加しました。</p> <p>資料2 令和3年度 民間団体における自殺対策事業の取組概要</p> <p>資料3 相談窓口一覧表</p> <p>資料4 自殺対策基本法</p> <p>資料5 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）の概要</p> <p>資料6 三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会設置要綱</p> <p>資料7 三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会委員名簿</p> <p>資料8 三重県自殺対策推進会議設置要領</p> <p>資料9 三重県自殺対策推進会議委員名簿</p> <p>資料10 計画策定の経緯</p> <p>資料11 用語解説</p>		